

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福

No: 07/2016/ND-CP

ハノイ、2016年1月25日

ベトナムにおける外国法人の駐在員事務所、支店に関する商法の細則を規定する

政令

2015年6月19日付政府組織法に基づき、

2005年6月14日付商法に基づき、

ベトナム社会主義共和国の世界貿易機関(WTO)加盟の議定書の承認に関する2006年11月29日付国会の決議書第71/2006/QH11号に基づき、

商工省大臣の提案を検討し、

政府は、ベトナムにおける外国法人の駐在員事務所、支店に関する商法の細則を規定する政令を公布する。

第1章 総則

第1条 適用範囲

1. 本政令は、ベトナムにおける外国法人の駐在員事務所・支店の設立、活動、権利および義務に関して定める。
2. 産業別の法令において定められた業種に係る外国法人の駐在員事務所、支店の設立は、その業種別の規定に従うものとする。

第2条 適用対象

1. 本政令は、ベトナムにおける外国法人、外国法人の駐在員事務所、支店に適用される。
2. 本政令は、ベトナムに設立された外資系経済組織の駐在員事務所・支店には適用されない。

第3条 ベトナムにおいて外国法人の駐在員事務所、支店を設立する権利

1. 外国法人は、ベトナム国が締結した国際条約の締結条項に従ってベトナムにおいて駐在員事務所、支店を設立することができる。
2. 外国法人1社は、一つの省・一つの中央直轄市において同じ名称を有する駐在員事務所または支店を設立してはならない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

第4条 駐在員事務所・支店の活動における外国法人の義務

外国法人は、ベトナムにおける駐在員事務所、支店の全ての活動に関してベトナム法律上の責任を負う。

第5条 駐在員事務所設立許可証発給の権限

1. 外国法人が工業団地・輸出加工区・経済区・ハイテクパーク以外に駐在員事務所を設置する場合、その駐在員事務所が設置される予定の省・中央直轄市の商工局は、駐在員事務所設立許可証の発給・再発給・変更・延長・回収および駐在員事務所の事業終了を決定する権限を有する。
2. 外国法人が工業団地・輸出加工区・経済区・ハイテクパーク内に駐在員事務所を設立する場合、その工業団地、輸出加工区、経済区、ハイテクパークの管理委員会（以下「管理委員会」という）は、駐在員事務所設立許可証の発給・再発給・変更・延長・回収および駐在員事務所の事業終了を決定する権限を有する。

第6条 支店設立許可証発給の権限

商工省は、支店設立が産業別の法令に定められていない場合に支店設立許可証の発給・再発給・変更・延長・回収および支店の事業終了を行う権限を有する。

第2章 駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の発給・再発給・変更・延長

第7条 駐在員事務所設立許可証発給の条件

外国法人は、次に掲げる条件を満たした場合に駐在員事務所設立許可証が発給される。

1. 外国法人は、ベトナムが批准している国際条約に同じく加盟する国・地域の法令に従って設立・営業が登録され、認可されていること。
2. 外国法人は設立または登録された日から最低1年以上活動していること。
3. 外国法人の営業登録書または同等な証憑類に事業活動の有効期限が記載された場合、駐在員事務所設立申請書類の出日から1年以上有効期限が残っていること。
4. 駐在員事務所の事業内容がベトナムの締結している国際条約に準拠していること。
5. 駐在員事務所の事業内容がベトナムの締結している条約に準拠していない場合、または外国法人はベトナムが批准している国際条約に加盟する国・地域に所属しない場合、駐在員事務所の設立は、産業別の管轄省庁の大臣、省に相当する機関の長（以下「産業別担当大臣」をいう）が判定する。

第8条 支店設立許可証発給の条件

外国法人は、以下の条件を満たした場合に支店設立許可証が発給される。

1. 外国法人は、ベトナムが批准している国際条約に加盟する国・地域の法令に従って設立・営業を登録し認可されていること。
2. 外国法人は設立または登録された日から5年以上活動していること。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 外国法人の営業登録書または同等な証憑類に事業活動の有効期限が記載されている場合、支店設立申請書類の提出日から1年以上有効期限が残っていること。
4. 支店の事業内容はベトナムがメンバーである国際条約の市場開放の締結条項および外国法人の営業内容に適用されること。
5. 支店の事業内容がベトナムの締結している条約に準拠しない場合、または外国法人がベトナムの批准した国際条約に加盟する国・地域に所属しない場合、支店の設立は産業別担当大臣が判定する。

第9条 駐在員事務所設立許可証・支店設立許可証の有効期間

1. 駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の有効期間は5年間となるが、外国法人の営業許可書若しくはそれに相当する証書の有効期間を越えない。
(営業許可書若しくはそれに相当する証書に有効期間が定められている場合)
2. 再発給される駐在員事務所設立許可証・支店設立許可証の有効期限は、先に発給された許可書の期限と同様である。
3. 延長される駐在員事務所設立許可証・支店設立許可証の有効期限は、本条第1項に従う。

第10条 駐在員事務所設立許可証発給の申請書類

1. 以下の申請書類：1部
 - a) 外国法人の法的な代表者が署名した駐在員事務所設立許可証発給の申請書（商工省の様式に準拠する）
 - b) 外国法人の営業許可証の謄本若しくはそれに相当する証書類
 - c) 外国法人の駐在員事務所の法的な代表者の任命決定書
 - d) 会計監査を受けた決算書の謄本または直近会計年度の税務・財務に係る債務の支払い証明書、またはこれらに相当する外国法人の所在地の管轄機関が発行した、直近年度の外国法人の存在および活動を証明できる書類
 - d) 駐在員事務所の法的な代表者のパスポートもしくは身分・身元証明書（ベトナム人の場合）の謄本、パスポートの謄本（外国人の場合）
 - e) 駐在員事務所を設置する予定の場所に係る以下の書類
 - ・ 事務所賃借の覚書または合意書の謄本、または外国人が駐在員事務所を設置するためにその場所を開発・利用する権利を証明できる書類
 - ・ 本政令第28条および関連法令に従い駐在員事務所を設置する予定の場所に係る書類
2. 本条第1項第b号、第c号、第d号および第d号に定められる書類（駐在員事務所の法的な代表者が外国人である場合のパスポートの謄本）は、ベトナム法令に従ってベトナム語に翻訳し・公証されなければならない。本条第1項第b号に定める書類は、ベトナム法に準拠している証明を在外国ベトナム大使館・領事館から受けなければならない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

第 11 条 駐在員事務所設立許可証発給の手順・手続

1. 外国法人は、駐在員事務所を設置する予定の地方の許可証発給機関へ申請書類を直接持参するか、郵送、オンライン（環境が整備されている場合）で提出する。
2. 許可証発給機関は、申請書類を受領してから 3 営業日以内に書類を検査し、書類に不備のある場合は追加提出を求める。書類の追加提出は、書類処理の過程において 1 回のみに限られる。
3. 本条第 4 項の定めを除き、許可証発給機関は、十分かつ不備のない書類を受領してから 7 営業日以内に、外国法人に対し駐在員事務所設立許可証の発給または棄却を判定する。棄却の場合は、書面にて理由を明確に述べて回答しなければならない。
4. 本政令第 7 条、第 5 項に定められる場合および産業別の法令に駐在員事務所の設立が定められていない場合、許可証発給機関は、不備のない書類を受領した日から 3 営業日以内に産業別管轄省庁の意見を聴かなければならない。産業別管轄省庁は、許可証発給機関から書面による照会を受けてから 5 営業日以内に、駐在員事務所設立許可証発給の可否に対する意見を書面にて明確に述べなければならない。許可証発給機関は、産業別管轄省庁の見解を受けてから 5 営業日以内に、外国法人の駐在員事務所設立許可証の発給または棄却を判定する。棄却する場合は書面にて理由を明確に回答しなければならない。

第 12 条 支店設立許可証発給の申請書類

1. 以下の申請書類：1 部
 - a) 外国法人の法的な代表者が署名した支店設立許可証発給の申請書（商工省の様式に準拠する）
 - b) 外国法人の営業許可書の謄本若しくは、それに相当する証書類
 - c) 外国法人の駐在員事務所の法的な代表者の任命決定書
 - d) 会計監査を受けた決算書の謄本または直近年度の税務・財務に係る債務の支払い証明書、またはこれらに相当する外国法人の所在地の管轄機関が発行した、直近年度の外国法人の存在および活動を証明できる書類
 - d) 支店の定款の謄本
 - e) 支店の法的な代表者のパスポートもしくは身分・身元証明書（ベトナム人の場合）の謄本、パスポートの謄本（外国人の場合）
 - g) 支店が所在する予定の場所に係る書類は以下のとおり
 - ・ 場所賃借の覚書または合意書の謄本、または外国人が支店を設置するためにその場所を開発・利用する権利を証明できる書類の写し
 - ・ 本政令第 28 条および関連法令に従い支店を設置する予定地に関する書類の写し
2. 本条第 1 項第 b 号、第 c 号、第 d 号および第 d 号、第 e 号に定められる書類（駐在員事務所の法的な代表者が外国人である場合のパスポートの謄本）は、ベトナム法

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

令に従ってベトナム語に翻訳し・公証されなければならない。本条第1項第b号に定める書類は、ベトナム法に準拠している証明を在外国ベトナム大使館・領事館から受けなければならない。

第13条 支店設立許可証発給の手順・手続

1. 外国法人は、駐在員事務所を設置する予定の地方の許可証発給機関へ申請書類を直接持参するか、郵送、オンライン（環境が整備されている場合）で提出する。
2. 許可証発給機関は、申請書類を受領してから3営業日以内に書類を検査し、書類に不備のある場合は追加提出を求める。書類の追加提出は、書類処理の過程において1回のみに限られる。
3. 本条第4項に定める場合を除き、許可証発給機関は、十分かつ不備のない書類を受領してから7営業日以内に、外国法人に対し支店設立許可証の発給または棄却を判定する。棄却する場合は書面にて理由を明確に回答しなければならない。
4. 本政令第8条、第5項に定められる場合および産業別の法令に支店の設立が定められていない場合、許可証発給機関は、不備のない書類を受領した日から3営業日以内に産業別管轄省庁の意見を聴かなければならない。産業別管轄省庁は、許可証発給機関から書面による照会を受けてから5営業日以内に、外国法人の支店設立許可証発給の可否に対する意見を書面にて明確に述べなければならない。許可証発給機関は、産業別管轄省庁の意見を受けてから5営業日以内に、外国法人の支店設立許可証の発給または棄却を判定する。棄却する場合は書面にて理由を明確に回答しなければならない。

第14条 駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の発給を棄却する場合

許可証発給機関は、以下の場合において駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の発給を棄却する。

1. 第7条に定める条件（駐在員事務所設立許可証発給申請）、第8条に定める条件（支店設立許可証発給申請）のいずれかを満たしていないとき
2. 外国法人が本政令第44条によりベトナムにおける駐在員事務所設立許可証・支店設立許可証を回収された日から2年を経過せずにその駐在員事務所設立許可書・支店の設立許可書の再発給を申請すること。
3. 駐在員事務所・支店の設立が法令に定めるところの国防、国家安全、秩序、社会安全、社会道徳、人民の健康などに問題となる場合
4. その他の法令の定めによる場合

第15条 駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の変更

外国法人は、以下の場合において駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の変更を行わなければならない。

1. 外国法人の名称または本部所在地変更
2. ベトナムにおける支店の活動に直結する外国法人の事業内容の変更
3. 駐在員事務所、支店の法的な代表者の交代

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

4. 駐在員事務所、支店の名称変更
5. 駐在員事務所、支店の事業内容の変更
6. 省・中央直轄市のエリア内または同じ管理委員会の管轄地域内で駐在員事務所の所在地が変更する場合
7. 支店の所在地変更

第 16 条 駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の変更の申請書類

1. 下記の書類：1 部

a) 外国法人の法的な代表者が署名した駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の変更の申請書（商工省の様式に準じる）

b) 変更が生じたことを証明する書類。具体的には以下のとおり。

- ・ 本政令第 15 条第 1 項により許可書変更を申請する場合は、当局が発行した外国法人の所在地または名称の変更の認定書の謄本が必要となる。
- ・ 本政令第 15 条第 2 項により許可書変更を申請する場合は、当局が発行した外国法人の事業内容変更の認定書の謄本が必要となる。
- ・ 本政令第 15 条第 3 項により許可書変更を申請する場合は、外国法人が発行した駐在員事務所・支店の法的な新代表者の任命書、駐在員事務所・支店の法的な新代表者のパスポートもしくは身分・身元証明書（ベトナム人の場合）の謄本、パスポートの謄本（外国人の場合）、駐在員事務所・支店の既存の法的な代表者が交代時点までに個人所特税の債務を完済している証憑類が必要となる。
- ・ 本政令第 15 条第 6 項および第 7 項により許可書変更を申請する場合は、賃借の覚書もしくは合意書の謄本、または外国人が駐在員事務所・支店を設置する場所の開発・利用する権利を証明できる書類の写し、本政令第 28 条および関連法令に従い駐在員事務所・支店を設置する予定地に係る書類の写しが必要となる。

c) 発給された駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の原本

2. 外国法人により外国語で発行された駐在員事務所・支店の法的な新代表者の任命書、駐在員事務所・支店の法的な外国人新代表者のパスポートの謄本などの本政令第 15 条第 1 項、第 2 項、第 3 項に定める変更の証憑類は、ベトナム法令に従ってベトナム語に翻訳し、公証を受けなければならない。また、本政令第 15 条第 1 項、第 2 項に定める変更を証明できる証憑類は、ベトナム法に準拠している証明を在外国ベトナム大使館・領事館から受けなければならない。

第 17 条 駐在員事務所・支店設立許可証の変更の手順・手続

1. 外国法人は、本政令第 15 条に定められる変更が生じた日から 60 営業日以内に、駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の変更を申請しなければならない。
2. 外国法人は、許可証発給機関へ申請書類を直接持参するか、または郵送、オンライン（環境が整備されている場合）で提出する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 許可証発給機関は、申請書類を受領してから3営業日以内に書類を検査し、書類に不備がある場合は追加提出を求める。書類の追加提出は、書類処理の過程において1回のみに限られる。
4. 本条第5項に定める場合を除き、許可証発給機関は、十分かつ不備のない書類を受領してから5営業日以内に、外国法人に対し駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の変更または棄却を判定する。棄却する場合は書面にて理由を明確に回答しなければならない。
5. 駐在員事務所・支店の事業の変更が、本政令第7条第5項（駐在員事務所の場合）、および第8条第5項（支店の場合）の定め起因する場合、および産業別の法令に駐在員事務所・支店の事業内容の変更についての定めがない場合、許可証発給機関は、不備のない書類を受領した日から3営業日以内に産業別管轄省庁の意見を聴かなければならない。産業別管轄省庁は、許可証発給機関から書面による照会を受けてから5営業日以内に、外国法人の駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の変更の可否に対する意見を書面にて明確に述べなければならない。許可証発給機関は、産業別管轄省庁の意見を受けてから5営業日以内に、外国法人の駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の変更および棄却を判定する。棄却する場合は、理由を書面にて明確に回答しなければならない。

第18条 駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の再発給

外国法人は、次に掲げる場合において駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の再発給を申請しなければならない。

1. 駐在員事務所が所在している省・中央直轄都市または同じ管理委員会の管轄地域から他の省、中央直轄都市または他の違う管理委員会の管轄地域へ移転する場合
2. 駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証を紛失、破損又は損傷・廃止した場合

第19条 駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証再発給の申請に必要な書類

1. 本政令第18条第1項により再発給を申請する場合は、以下の書類（1部）が必要。
 - a) 外国法人の法的な代表者が署名した駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証再発給の申請書（商工省の様式に準じる）
 - b) 本政令第36条第1項第a号に定められる移転する前の所在地における許可証発給機関へ送付する駐在員事務所の事業終了に関する通知書
 - c) 発給された駐在員事務所設立許可証の謄本
 - d) 本政令第10項第1項第e号に従い駐在員事務所を設置する予定の移転先に係る書類
2. 本政令第18条第2項により再発給を申請する場合は、以下の書類（1部）が必要。
 - ・ 外国法人の法的な代表者が署名した駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証再発給の申請書（商工省の様式に準じる）

第20条 駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証再発給の手順・手続

1. 本政令第18条第1条により駐在員事務所設立許可証の再発給を申請する場合、外国法人は、移転する前の所在地の許可証発給機関へ駐在員事務所の事業終了を通知した日から30日以内に、駐在員事務所設立許可証の再発給を申請しなければならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

その期限が経過した場合、外国法人は、本政令第 10 条および第 11 条に従って駐在員事務所設立許可証の発給を申請するものとする。

2. 外国法人は、許可証発給機関へ申請書類を直接持参するまたは郵送、オンライン（環境が整備されている場合）で提出する。
3. 許可証発給機関は、申請書類を受領してから 3 営業日以内に書類を検査し、書類に不備のある場合は追加提出を求める。書類の追加提出は、書類処理の過程において 1 回のみに限られる。
4. 許可証発給機関は、十分かつ不備のない書類を受領してから 5 営業日以内に、外国法人に対し駐在員事務所設立許可証・支店設立許可証の再発給を行わなければならない。棄却する場合は書面にて理由を明確に回答しなければならない。

第 21 条 駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の延長

外国法人は、許可書の有効期限が切れたときに、駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の延長を申請することができる。ただし、本政令第 44 条に定める許可書が回収された場合を除く。

第 22 条 駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の延長の申請に必要な書類

1. 下記の書類：1 部
 - a) 外国法人の法的な代表者が署名した駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の延長申請書（商工省の様式に準拠する）
 - b) 外国法人の営業許可書の謄本若しくはそれに相当する証書類
 - c) 会計監査を受けた決算書の謄本または直近年度の税務・財務に係る債務の支払い認定書、外国法人の所在地の管轄機関が発行した証書類、直近年度の外国法人の存在および活動が証明できる書類
 - d) 発給された駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の謄本
2. 本条第 1 項第 b 号に定める書類は、ベトナム法令に従ってベトナム語に翻訳し・ベトナム法に準拠している証明を在外国ベトナム大使館・領事館から受けなければならない。本条第 1 項第 c 号に定める書類は、ベトナム法令に従ってベトナム語に翻訳し、公証されなければならない。

第 23 条 駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の延長の手順・手続き

1. 駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の延長の申請書類は、その許可書の期限が満了する 30 日前までに提出されなければならない。
2. 外国法人は、許可証発給機関へ申請書類を直接持参するか、または郵送、オンライン（環境が整備されている場合）で提出する。
3. 許可証発給機関は、申請書類を受領してから 3 営業日以内に書類を検査し、書類に不備のある場合は追加提出を求める。書類の追加提出は、書類処理の過程において 1 回のみに限られる。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

4. 許可証発給機関は、十分かつ不備のない書類を受領してから5営業日以内に、外国法人に対し駐在員事務所設立許可証・支店設立許可証の延長を行わなければならない。棄却する場合は書面にて理由を明確に回答しなければならない。
5. 産業別の法令に駐在員事務所許可書、支店設立許可証の延長の定めがない場合、許可証発給機関は、不備のない書類を受領した日から3営業日以内に産業別管轄省庁の意見を聴かななければならない。産業別管轄省庁は、許可証発給機関から書面による照会を受けてから5営業日以内に、外国法人の駐在員事務所許可書、支店設立許可証の延長の可否に対する意見を書面にて明確に述べなければならない。許可証発給機関は、産業別管轄省庁の意見を受けてから5営業日以内に、外国法人の駐在員事務所許可書・支店設立許可証の延長または棄却を判定する。棄却する場合は書面にて理由を明確に回答しなければならない。

第24条 許可証の送付および保管

1. 駐在員事務所設立許可証の発給機関は、商工省、産業別管轄省庁（関連する場合）、駐在員事務所の所在地の省レベルの税務機関・統計機関・公安へ駐在員事務所設立許可証の謄本を送付しなければならない。
2. 支店設立許可証の発給機関は、産業別管轄省庁（関連する場合）、駐在員事務所の所在地の省レベルの税務機関・統計機関・公安・商工局、管理委員会（支店が工業団地、経済区、ハイテクパークに立地する場合）へ支店設立許可証の謄本を送付しなければならない。

第25条 駐在員事務所、支店に関する情報公開

許可証発給機関は、駐在員事務所設立許可証または支店設立許可証の発給・再発給・変更・延長・回収を行った日から15日以内に自己のホームページで下記の条項に関する情報を公開しなければならない。

1. 駐在員事務所、支店の名称、所在地
2. 外国法人の名称、所在地
3. 駐在員事務所、支店の法的な代表者
4. 駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の発給番号、発給日、有効期限、発給機関
5. 駐在員事務所、支店の事業内容
6. 駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の再発給・変更・延長・回収の日付

第26条 駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の発給・再発給・変更・延長の手数料

財務省は、駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の発給・再発給・変更・延長の手数料に関して定める。

第3章 駐在員事務所、支店の事業および権利、義務

第27条 駐在員事務所、支店の組織

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 駐在員事務所、支店の組織および人事は外国法人が決める。
2. 駐在員事務所、支店に就労する外国人労働者の雇用は、労務に関する法令およびベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約におけるベトナムの誓約に適合するものとする。

第 28 条 駐在員事務所、支店の所在地

1. 外国法人の駐在員事務所、支店の組織の所在地は、ベトナムの法令に定められた安全・秩序・労働衛生安全の条件およびその他の条件を満たすものとする。
2. 駐在員事務所、支店は、所在地を又貸ししてはならない。

第 29 条 駐在員事務所、支店の名称

1. 駐在員事務所、支店の名称は、ベトナム語のアルファベット、および F、J、Z、W、数字、記号を使って付けられる。
2. 駐在員事務所、支店の名称は、外国法人の名称に、「Văn phòng đại diện/駐在員事務所」（駐在員事務所の場合）、「Chi nhánh/支店」（支店の場合）の用語を加えなければならない。
3. 駐在員事務所、支店の名称を所在地に掲示しなければならない。駐在員事務所、支店の名称は、駐在員事務所・支店が発行するビジネス取引用書類、資料などに外国法人の名称より小さく記載する。

第 30 条 駐在員事務所の事業内容

駐在員事務所は、連絡事務所、市場調査、外国法人のビジネス（産業別規定に定める駐在員事務所の設立に関わるサービスを除く）を促進する役割を担う。

第 31 条 支店の事業内容

1. 支店はサービスの提供に関して活動する（産業別規定に定める支店の設立に関わるサービスを除く）。
2. 法律により条件付き業種において活動する場合、支店は、法律に定められた条件を満たしている場合のみ活動できる。

第 32 条 活動報告の制度

1. 駐在員事務所・支店は、毎年 1 月 30 日以前に、商工省の様式に則った前年度の活動報告書を許可証発給機関へ郵送しなければならない。
2. 駐在員事務所・支店は、当局の求めに応じて活動に関する報告、証憑類の提供若しくは説明を行う義務を負う。

第 33 条 駐在員事務所・支店の法的な代表者

1. 駐在員事務所・支店の法的な代表者は、外国法人から委任を受けてその拝命責任の範囲内で、外国法人に対し自己の活動および駐在員事務所・支店の活動に責任を負う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 外国法人による委任範囲外の活動を行った駐在員事務所・支店の法的な代表者は、その活動に関して責任を負う。
3. 駐在員事務所・支店の法的な代表者は、ベトナムを不在にする際、ベトナム法令に従って駐在員事務所・支店の法的な代表者の権利および義務を他者に書面で委任しなければならない。その委任は外国法人にも認められなければならない。委任した後も権利、義務に対する責任は駐在員事務所・支店の法的な代表者にある。
4. 本条第3項に定める委任期間が切れた時点で駐在員事務所・支店の法的な代表者がベトナムに戻っていない、または他者に委任していない場合、駐在員事務所・支店の法的な代表者が戻るまで、または外国法人が新たに駐在員事務所・支店の法的な代表者を選定するまで、駐在員事務所・支店の法的な代表者の権利および義務は委任された範囲内で委任者に継続される。
5. 駐在員事務所・支店の法的代表者がベトナムに30日以上長期に亘って不在となり、他者に駐在員事務所・支店の法的な代表者の権利および義務を委任していない場合、駐在員事務所・支店の法的代表者が死亡、失踪した場合、一時的な拘留または禁固刑が言い渡された場合、民事行為能力が不十分である場合は、外国法人は、他者を駐在員事務所・支店の法的代表者に任命しなければならない。
6. 駐在員事務所の法的な代表者は、以下の職位を兼任することができない。
 - a) 同じ外国法人の支店の法的な代表者
 - b) 他の外国法人の支店の法的な代表者
 - c) その外国法人または他の外国法人の法的な代表者
 - d) ベトナム法令に従って設立された経済組織の法的な代表者
7. 駐在員事務所の法的な代表者に契約の締結・修正・追加を委任するとき、外国法人は、契約の締結・修正・追加のその都度書面にて委任しなければならない。
8. 外国法人の支店の法的な代表者は、以下の職位を兼任することができない。
 - a) 他の外国法人の駐在員事務所の法的な代表者
 - b) 同じ外国法人の駐在員事務所の法的な代表者
 - c) ベトナム法令に従って設立された経済組織の法的な代表者

第34条 駐在員事務所・支店の権利および義務

1. 駐在員事務所・支店は、ベトナムでの活動においてベトナム法令に従って正当な権利および利益が保護されるものとする。
2. 駐在員事務所・支店は、商業法および許可証の内容に従って権利および義務を履行するものとする。

第4章 駐在員事務所・支店の事業終了

第35条 駐在員事務所・支店の事業を終了する場合

駐在員事務所・支店は、以下の何れかに該当する場合は事業を終了しなければならない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 外国法人が要請した場合
2. 外国に設立または登録されている外国法人が、その国の法律に従って事業を終了した場合
3. 外国法人が駐在員事務所・支店の設立許可証の延長を申請せず、発給された許可証の期間内で事業を終了する場合
4. 駐在員事務所・支店の設立許可証に記載された活動期間が終了し、駐在員事務所、支店が延長を申請したにも拘らず許可証発給機関がそれを認可しなかった場合
5. 本政令第 44 条により駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証が回収された場合
6. 外国法人、駐在員事務所、支店が、本政令第 7 条、第 8 条に定めるいずれかの条件を満たせなかった場合

第 36 条 駐在員事務所、支店の事業終了に必要な書類

1. 以下の書類（1 部）を必要とする。
 - a) 外国法人が署名した駐在員事務所・支店の事業終了の通知書（商工省の様式に準じる）。本政令第 35 条第 5 項の定めによる場合は除外する。
 - b) 駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の延長の棄却に関する許可証発給機関の書面（本政令第 35 条第 4 項に定める場合）、または駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の回収に関する許可証発給機関の決定書の写し（本政令第 35 条第 5 項に定める場合）
 - c) 債権者リストおよび税金、社会保険料などを含む未払い債務のリスト
 - d) 労働者リストおよびその労働者の権利のリスト
 - d) 駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の原本
2. 事業を終了する駐在員事務所、支店の外国法人および同駐在員事務所、支店の法的な代表者は、駐在員事務所、支店の事業終了の申請書類の正確性に共に責任を負うものとする。
3. 駐在員事務所が所在している省・中央直轄都市または管理委員会の管轄地域から他の省、中央直轄都市または他の違う管理委員会の管轄地域へ移転するために事業を仮に終了する場合、駐在員事務所の事業終了の申請書類は、本条第 1 項第 a 号、第 d 号に定める書類のみを必要とする。

第 37 条 駐在員事務所、支店の事業終了の処理手順・手続

1. 外国法人は、許可証発給機関へ申請書類を直接持参するか、または郵送、オンライン（環境が整備されている場合）で提出する。
2. 許可証発給機関は、申請書類を受領してから 3 営業日以内に書類を検査し、書類に不備のある場合は追加提出を求める。書類の追加提出は、書類処理の過程において 1 回のみに限られる。
3. 許可証発給機関は、十分かつ不備のない書類を受領してから 5 営業日以内に、自己のホームページに駐在員事務所・支店の事業終了に関する情報を掲載しなければならない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

第 38 条 駐在員事務所・支店の事業終了に係る義務

1. 本政令第 36 条、第 37 条により事業を終了すると共に、外国法人、駐在員事務所、支店は、駐在員事務所、支店の事業終了に関する情報を公示しなければならない。また、法律に従ってその他の義務を履行しなければならない。
2. 駐在員事務所、支店の事業を終了した外国法人は、契約の履行、税金などを含む債務の支払を行わなければならない。また、法律に従って、駐在員事務所、支店の労働者に対し正当な権利・利益を支払わなければならない。

第 5 章 国家による駐在員事務所、支店の事業の管理

第 39 条 商工省の責任

1. 駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の発給・再発給・変更・延長の申請書の様式および許可証の様式、駐在員事務所、支店の報告書の様式、商工局・管理委員会の報告書の様式などを制定する。
2. ベトナムが締結した国際条約における外国法人の駐在員事務所、支店に関する締結内容を公開する。
3. 国家による駐在員事務所、支店の事業の管理について査察、調査を全国で行う。
4. 関連省庁、部局、地方と協力し、必要に応じて若しくは関連省庁、部局、地方から求められる場合、駐在員事務所の査察、調査を行う。
5. 各省庁、部局、地方と協力し、全国の駐在員事務所、支店に関するデータベースを作成する。
6. 駐在員事務所、支店の法律違反行為に対して、権限範囲内で処分を行う。

第 40 条 各関連省庁、部局の責任

1. 本政令第 11 条第 4 項、第 13 条第 4 項、第 17 条第 5 項および第 23 条第 5 項に従って駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の発給・変更・延長に関して商工省、商工局、管理委員会と協力する。
2. 本政令第 39 条第 4 項および第 41 条第 3 項に従って、国家による駐在員事務所、支店の事業の管理について商工省、商工局、管理委員会と協力する。
3. 本政令第 39 条第 5 項に定める駐在員事務所、支店に関するデータベースを商工省と協力して作成する。

第 41 条 省級人民委員会の責任

1. 地方における駐在員事務所、支店の活動を管轄範囲内で管理する。
2. 必要に応じて商工局、管理委員会が駐在員事務所、支店の監査、調査を行うよう指導し、また、当局の求めに応じて国家による監査、調査を行う。
3. 関連省庁、部局と協力し、管轄地域における駐在員事務所、支店の活動に関して国家による管理を行う。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

第 42 条 商工局、管理委員会の責任

1. 地方における駐在員事務所、支店の活動を管轄範囲内で管理する。
2. 毎年 1 月 30 日以前に、商工省へ管轄地域における駐在員事務所設立許可証の発給・再発給・変更・延長・回収および事業終了に関する報告をしなければならない。

第 43 条 違反処分

本政令に違反した外国人、駐在員事務所、支店は、行政処分の法律に従って違反の程度・性質に応じて処分を受けるものとする。

第 44 条 駐在員事務所設立許可証、支店設立許可証の回収

駐在員事務所、支店は、以下の何れかに該当する場合に設立許可証が回収される。

1. 1 年間活動をしていない、かつ許可証発給機関との対応がない場合
2. 駐在員事務所、支店の活動に関する報告が 2 年続けてされていない場合
3. 報告期限が切れた日から、または書面による督促から 60 日以内に本政令第 32 条第 2 項に定める報告をしない場合
4. その他の法律に従う場合

第 6 章 施行規則

第 45 条 移行規則

本政令の発効日以前に設立された駐在員事務所は、発給された許可証の有効期限が切れるまで事業をそのまま継続することができる。

第 46 条 施行効力

1. 本政令は、2016 年 3 月 10 日に発効する
2. 本政令は、ベトナムにおける外国法人の駐在員事務所・支店に関する商法の細則を規定する 2006 年 7 月 25 日付政府の政令第 72/2006/ND-CP 号に取って代わる。
3. 本政令により、商法の細則を規定する政令の行政手続きの修正・追加に関する 2011 年 12 月 16 日付政府の政令第 120/2011//ND-CP 号第 2 条を廃止する。

第 47 条 施行組織

各省大臣、省に相当する機関の長、政府に属する機関の長、各省の人民委員会、中央直轄都市の人民委員会は、本政令を執行する義務を負う。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府の代表
首相

宛先：

- ・ 党中央書記局
- ・ 首相、各副首相
- ・ 各省庁、省に相当する機関、政府に属する機関
- ・ 各省・中央直轄都市の人民評議会・人民委員会
- ・ 党中央事務所、各委員会
- ・ 総書記事務所
- ・ 国家主席事務所
- ・ 民族評議会及び国会の各委員会
- ・ 国会事務所
- ・ 最高人民裁判所
- ・ 最高人民検察庁
- ・ 国家検査員
- ・ 国家財政監査委員会
- ・ 社会政策銀行
- ・ ベトナム開発銀行
- ・ ベトナム祖国戦線中央委員会
- ・ 各団体の中央機関
- ・ 政府官房：担当大臣、各副担当者、政府首相のアシスタント、政府ウェブサイト管理会社の社長、所属する各部局、単位、官報掲載
- ・ 保管：書類管理部、国際連携部(3b).KN225

グエン タン ズン